

化学肥料低減対策緊急整備事業実施基準

制定 令和8年4月1日

化学肥料低減対策緊急整備事業補助金交付要綱（令和8年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき実施する事業について、適正な実施を図るため、採択基準等を次のとおり定める。

1 補助事業における採択基準

- (1) 実施主体が、自己資金又は国の補助により事業を現に実施し、又は既に終了している場合には、補助の対象外とする。
- (2) 導入する機械の規模や性能については、その事業内容から見て、適正なものであること。また、補助対象となる農業機械等の導入は、新規又は機能向上を行う場合に限る。
- (3) 本事業の補助対象農業機械等は、新品を対象とする。
- (4) 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限るものとする。

2 補助事業の内容及び補助対象経費

区分	補助対象経費	対象となる農業機械等
化学肥料使用量の低減	化学肥料使用量の低減に資する農業機械等の導入に係る経費	可変施肥田植機 堆肥散布機 農業用ドローン チッパー 堆肥製造施設（建物を除く。） 上記に相当する化学肥料使用量の低減に資する農業機械等

附 則

この実施基準は、令和8年4月1日から施行する。